

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年5月29日受付分)

NPO 法人ゆるやか連携ラボ

縦覧期間

令和8年5月29日(金)から
令和8年6月12日(金)まで

NPO法人ゆるやか連携ラボ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人ゆるやか連携ラボという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県明石市大久保町駅前二丁目2番地の22に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民及び保健・医療・福祉・介護（以下「医療福祉等」という。）に携わる専門職に対して、多職種連携を円滑にするためのICTツールの開発・提供や、実務に即した研修・教育事業を行うとともに、地域住民の健康増進に関する科学的知見に基づいた普及啓発や環境整備を行うことによって、持続可能な地域包括ケアシステムの構築と市民の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 医療福祉等におけるICT・デジタル技術の活用支援及びシステム開発事業
- (2) 医療福祉等専門職の連携推進及び資質向上のための研修・教育事業
- (3) 地域住民の健康増進及びフレイル予防に関する調査研究、助言及び資機材貸出事業
- (4) 生活困窮者等に対する緊急小口支援事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1

人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期終了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催し、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムでの開催も可能とする。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムでの開催も可能とする。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から

30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第49条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者若しくは電磁的方法による表決者、及び表決委任者がある場合にあつてはその旨を付記すること。)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 理事の職務
- (2) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムでの開催も可能とする。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法又はネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって表決することができる。この場合において第36条及び前条第2項及び次条第1項第3号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(顧問及び相談役)

第40条 この法人に顧問及び相談役を若干名を置く。

- 2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、総会の議決を

経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければ

ならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち兵庫県明石市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	佐藤太一
副理事長	吉田俊一
理事	和田満、荒家央毅、高田真斗
監事	政岡和司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第23条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員(個人、団体とも) 入会金0円、年会費0円
 - (2) 賛助会員(個人、団体とも) 入会金0円、年会費3,000円ただし、初年度については0円とする。

- 7 この法人が寄付を受ける場合、個人、団体にかかわらず、1口3,000円から受ける。

役員名簿

NPO法人ゆるやか連携ラボ

役名	氏名 <small>ふりがな</small>	住所又は居所	報酬の有無
理事長	さとう たいち 佐藤 太一		有
理事（副理事長）	よしだ しゅんいち 吉田 俊一		無
理事	わだ みつる 和田 満		無
理事	あらかや ひろき 荒家 央毅		無
理事	たかだ まさと 高田 真斗		無
監事	まさおか かずし 政岡 和司		無



設立趣旨書

1. 設立の背景と解決すべき課題

わが国は今、人類が経験したことのない超高齢社会の真っ只中にあります。ここ兵庫県明石市においても、住み慣れた地域で最期まで暮らすための地域包括ケアシステムの構築は急務です。

しかし、その現場には二つの大きな課題があります。一つは、「専門職の事務負担」です。多職種連携や質の高いケアが求められる一方で、日々の煩雑な報告書作成や研修の記録、共有作業に追われ、本来最も時間を割くべき対人ケアの時間が奪われています。もう一つは、「地域活動の継続性」です。老年クラブやボランティア団体によるフレイル予防活動は、地域を支える貴重な財産ですが、運営の負担や情報のアップデート、効果的なプログラムの継続に課題を抱えています。

2. 設立の目的

本法人は、医療・保健・介護・福祉の専門職、地域住民、そしてテクノロジーを繋ぐ「ゆるやかなハブ(拠点)」となることを目的とします。

私たちは、研修の学びを「受けて終わり」にせず、職場での共有や報告をスムーズにする仕組みを提供することで、専門職がより効率よく専門性を発揮できる環境をデザインします。同時に、地域住民が主体となって行う活動を、専門的な知見とITツール、器具の提供で強力にバックアップします。「教える・教えられる」という関係を超え、互いの強みを活かし、支え合えるプラットフォームを構築することで、明石市における持続可能な共生社会の実現に寄与します。

3. 具体的な活動内容

本法人は、目的達成のために以下の事業を柱として展開します。

1. 多職種連携を基盤とした実践的研修事業：感染対策、BCP、虐待防止等の法定研修を、地域の基幹病院や専門家と連携して実施。研修内容を自事業所でスムーズに共有でき、そのまま報告資料として活用できる形式の書類(パッケージ)を用意することで、報告書作成等の事務負担を軽減し、専門職が本来の業務であるケアに集中できる環境を支援します。
2. 地域フレイル予防活動の伴走支援事業：老年クラブやボランティア団体が自律的に行うフレイル予防活動を支援します。専門家による適切なアドバイスの提供、活動を効率化・可視化するITツールの導入、および測定・訓練用器具の貸し出し等を行い、地域活動の質向上と継続をサポートします。
3. デジタル・トランスフォーメーション(DX)普及事業：AI要約やkintone等のクラウドツールを活用し、多職種間、あるいは地域団体との情報共有をスムーズにする仕組み作りを支援します。
4. 専門職のセーフティネット構築事業：事業所の枠を超えた事例検討会やワークショップを開催し、現場の孤独な判断を支える「顔の見える連携」を強化します。

4. なぜ今、法人格が必要か

地域課題が複雑化する中、ボランティア団体や行政、医療機関とフラットに、かつ対等に連携していくためには、個人の活動を越えた、社会的責任と中立性を持つ「法人格」が不可欠です。

組織としての基盤を整えることで、IT ツールや器具の管理・貸し出しといった持続的な支援体制を確立し、次世代の専門職や地域住民が共に育つ土壌を明石に根付かせていく決意です。

申請に至るまでの経緯

1. 現場の「壁」への問題意識

数年前、兵庫県明石市の地で歯科医師として日々の診療に邁進する中で、ある強い問題意識を抱くようになりました。それは、専門職の間に厳然と存在する「壁」と、それによって生じるケアの「詰まり」です。

- ・ 歯科と医科：口腔と全身の健康は表裏一体であるにもかかわらず、情報の連携がスムーズに進まない現状。
- ・ 医療と介護・福祉：同じ一人を支えるチームでありながら、互いの専門用語や文化の相違から、真の理解が届きにくいもどかしさ。
- ・ 現場と行政：制度や法令（正論）が、現場の抱える「しがらみ」や「事務負担」に寄り添いきれず、スタッフの疲弊を招いている実態。

2. 志を同じくする専門家たちの結集

この「詰まり」を解消し、誰もが「ゆとり」を持って働ける地域を創るため、各分野のスペシャリストが私の想いに賛同し、集結しました。

- ・ 医療・フレイル予防の連携：明石市立市民病院消化器内科の吉田先生とは、専門職を地域活動（フレイル予防）で繋ぎ、その活動を IT で支える仕組みを構築。
- ・ 地域包括支援の拡充：明石市社会福祉協議会の荒家氏には、地域包括支援の枠組みを現場レベルで広げる構想に賛同いただき、参画。
- ・ テクノロジーによる基盤構築：介護事業と IT 事業を両輪で経営する高田氏には、バックグラウンドを支える AI や IT 技術の実装を担当。
- ・ 企業・地域活動との協業：企業レイヤーでの地域貢献を推進するため、兵庫ヤクルト株式会社のコミュニティーナース・櫻井氏が参加。
- ・ 専門知による適正運営：医療・介護事業に精通し、現場と共通言語で語れる税理士の政岡先生には、財務・税務面から設立趣旨に賛同。

3. 確信から設立へ

2026年2月、私たちは「第0回キックオフミーティング」として初の研修会を開催しました。会場には多職種から30名が集まり、現場の壁や切実な問題が次々と出されました。その熱気と期待の高さに触れ、この活動を一時的なものではなく、継続的かつ公的な「地域のインフラ」にするため、NPO 法人を設立するという決断に至りました。

令和8年3月1日

NPO法人ゆるやか連携ラボ
設立代表者
氏名 佐藤 太一

令和8年度事業計画書

NPO法人ゆるやか連携ラボ

1. 基本方針

法人設立を機に、まずは、保健・医療・福祉・介護に携わる専門職の顔の見えるネットワーク作りを行います。具体的には、専門職同士のつながりを作る研修会「ゆるやか連携ラボ」を開催・運営し、多職種連携を円滑にするための場を設け、また、地域包括ケアシステムの現状の課題を洗い出し、その課題に対して本法人が果たすべき役割を検討します。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 医療福祉等におけるICT・デジタル技術の活用支援及びシステム開発事業	医療・介護現場が抱える課題の調査を行い、解決に向けたシステムの要件や実装すべき機能を検討する。	2か月に1回	ゆるラボ研修会	30~40人/回	0円
	外部IT事業者とミーティングを実施し、開発に向けた協議を進める。	1か月に1回	オンライン会議	2人/回	0円
(2) 医療福祉等専門職の連携推進及び資質向上のための研修・教育事業	ハラスメント、感染予防、虐待防止等をテーマに「ゆるラボ研修会」を開催。	2か月に1回	明石医師会館、明石保健所、大久保市民センター	30~40人/回	0円
(3) 地域住民の健康増進及びフレイル予防に関する調査研究、助言及び資機材貸出事業	明石市内で実施されている既存のフレイル予防活動の実態調査と分析。	3か月に1回程度	地域のボランティア活動	30~40人/回	0円
	調査結果をもとに、明石地区の特性にローカライズされた独自の「フレイル予防パンフレット」の作成。	3か月に1回程度	法人事務所	5人/回	0円
(4) 生活困窮者等に対する緊急小口支援事業	ゆるラボ連携の専門職・行政職からの要請を受け、生活困窮状態にある方へ緊急の小口支援(あしたへ基金)を実施する。支援額は1件あたり上限を設定し、初年度は総額10万円の範囲内で運用する。	随時	明石市内	20人程度	0円

令和8年度の収益としては、市民活動応援助成金やNPO事業助成金から100,000円を想定。

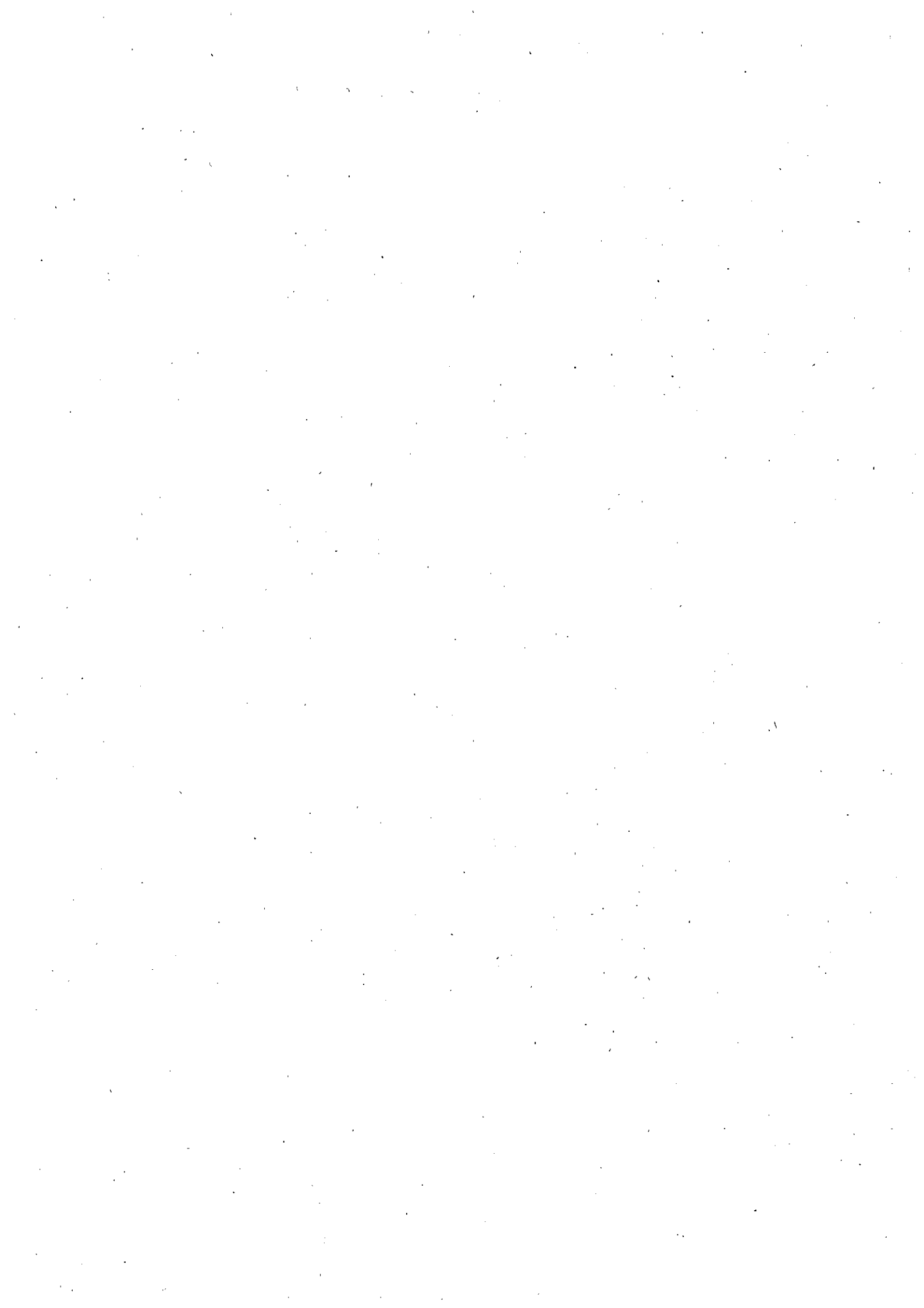
3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 令和9年5月頃 ②理事会 年6回程度

(2) 事務局体制

事務局長：佐藤太一



令和9年度事業計画書

NPO法人ゆるやか連携ラボ

1. 基本方針

地域全体を支えるための「デジタル基盤（DXツール）」と「運用ノウハウ」を提供する後方支援組織としての活動を加速させます。市民がスマートフォン等で手軽に利用できる「フレイル診断WEBアプリ」や、LINEを活用した健康啓発ツールの開発・提供を行います。また、地域医療介護連携においては、クラウドサービスを活用した情報共有システムを構築し、行政や事業所間をつなぐデジタルインフラの整備を支援します。そして、それらのツールを使いこなすための継続的な教育・コンサルティングを提供します。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 医療福祉等におけるICT・デジタル技術の活用支援及びシステム開発事業	IT・AI技術の活用に特化した研修会や体験会の開催。	年2回	明石医師会館	30~40人 /回	0円
	他の医療介護関連企業と協業し、最先端のデジタル製品やシステムの体験・レビュー会を現場向けに実施。	年2回	明石医師会館	30~40人 /回	0円
(2) 医療福祉等専門職の連携推進及び資質向上のための研修・教育事業	ハラスメント、感染予防、虐待防止等をテーマに「ゆるラボ研修会」を開催。	2か月に1回	明石医師会館、明石保健所、大久保市民センター	50人/回	0円
(3) 地域住民の健康増進及びフレイル予防に関する調査研究、助言及び資機材貸出事業	地域で行われるフレイル予防活動において、デジタルツールを用いたチェック方法の指導。	3か月に1回程度	地域のボランティア活動	30~40人 /回	0円
	当法人のネットワークを活かし、所属する多職種の専門家を講師等として地域に派遣。	3か月に1回程度	地域のボランティア活動	30~40人 /回	0円
	地域での効果的な測定を支援するため、体組成計や握力計などの計測機器の貸し出しを行う。	1か月に1回程度	地域のボランティア活動	30~40人 /回	100千円
(4) 生活困窮者等に対する緊急小口支援事業	ゆるラボ連携の専門職・行政職からの要請を受け、生活困窮状態にある方へ緊急の小口支援（あしたへ基金）を継続実施する。初年度実績をもとに寄付を募り、支援規模の拡大を図る。	随時	明石市内	拡大見込み	0円

令和9年度の収益としては、上記の他に、市民活動応援助成金やNPO事業助成金から800,000円、また、マンスリーサポーター等からの寄付で100,000円を想定。

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 令和10年5月頃 ②理事会 年6回程度

(2) 事務局体制

事務局長：佐藤太一



法人名： NPO法人ゆるやか連携ラボ

令和8年度活動予算書

設立から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
資産受贈益	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取助成金	100,000	
受取補助金	0	100,000
4. 事業収益		
フレイル予防・資機材貸出事業	0	
事業収益	0	
自治体受託事業収益	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		100,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)ICT・デジタル活用支援事業費		
業務委託費	100,000	
その他費用	0	
ICT・デジタル活用支援事業費計	100,000	
(2)研修・教育事業費		
諸謝金	60,000	
会場借上費	30,000	
その他費用	0	
研修・教育事業費計	90,000	
(3)フレイル予防・資機材貸出事業費		
印刷製本費	100,000	
消耗品・備品費	50,000	
諸謝金	0	
旅費交通費	20,000	
その他費用	0	
フレイル予防・資機材貸出事業費計	170,000	
(4)あしたへ基金事業費		
緊急小口支援金	100,000	
その他費用	0	
あしたへ基金事業費計	100,000	
事業費計		460,000
2. 管理費		
専門家報酬	250,000	
WEBサイト製作費	100,000	
会議・通信費	50,000	
消耗品費	30,000	
その他経費	0	
管理費計	430,000	
管理費計		430,000
経常費用計		890,000
当期正味財産増減額		△ 790,000
前期繰越正味財産額		
次期繰越正味財産額		△ 790,000



法人名： NPO法人ゆるやか連携ラボ

令和9年度活動予算書

令和9年 4月 1日 ~ 令和10年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000		
資産受贈益	0		
施設等受入評価益	0	100,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	800,000		
受取補助金	0	800,000	
4. 事業収益			
フレイル予防・資機材貸出事業	100,000		
事業収益	0		
自治体受託事業収益	0	100,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,000,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)ICT・デジタル活用支援事業費			
業務委託費	300,000		
その他費用	0		
ICT・デジタル活用支援事業費計	300,000		
(2)研修・教育事業費			
諸謝金	60,000		
会場借上費	60,000		
その他費用	0		
研修・教育事業費計	120,000		
(3)フレイル予防・資機材貸出事業費			
印刷製本費	40,000		
消耗品・備品費	250,000		
諸謝金	100,000		
旅費交通費	40,000		
その他費用	0		
フレイル予防・資機材貸出事業費計	430,000		
(4)あしたへ基金事業費			
緊急小口支援金	100,000		
その他費用	0		
あしたへ基金事業費計	100,000		
事業費計		950,000	
2. 管理費			
専門家報酬	50,000		
WEBサイト制作費	0		
会議・通信費	80,000		
消耗品費	40,000		
その他経費	0		
管理費計	170,000		
管理費計		170,000	
経常費用計			1,120,000
当期正味財産増減額			△ 120,000
前期繰越正味財産額			△ 790,000
次期繰越正味財産額			△ 910,000